

葛城市耕作放棄地対策検討支援

業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

葛城市産業観光部農林課

葛城市耕作放棄地対策検討支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

全国的な課題であるが葛城市においても遊休農地・耕作放棄地は増加傾向にある。高齢化や農業資材の高騰等、農業を取り巻く環境の悪化がある中で、各農家の様々な状況の変化もその原因と考えられる。しかしながら一旦農地を荒らしてしまうとその後の適正管理は困難となってしまう。

遊休農地・耕作放棄地の増加については周辺環境や景観等の問題にもつながり、葛城市の現状においては個人の農地管理に任せただけでは済まない状況にまでなっているものと認識される。ついでには、葛城市として遊休農地・耕作放棄地をなくすためにできることを実行する考えである。

本業務は、耕作放棄地対策として葛城市でできることについての様々な検討を行い、今後の方向性を見出すものであるため、幅広く可能性を探るため公募型プロポーザルを実施する。

2. 事業概要

事業名称：葛城市耕作放棄地対策検討支援業務委託

(以下「本業務」という。)

事業概要：葛城市内における耕作放棄地の解消の方法に関する検討

事業場所：葛城市内

3. 業務内容等

(1)業務の内容

ア 本業務は、葛城市内における耕作放棄地の解消に向けて、その方法について検討を行い今後の葛城市の耕作放棄地対策に関する方向性の検討を行うものです。

イ 契約の際に、業務の詳細について双方で確認を行います。

(2)提案限度額

契約金額の上限は、5,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）の範囲とします。

(3)履行期間

令和8年2月27日（金）までとします。

(4)業務の契約等

ア 市は、最優秀提案者を「葛城市耕作放棄地対策検討支援業務委託」の受託候補者とし、契約締結交渉を行います。ただし、葛城市職員等で構成する葛城市プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)にて最優秀提案者の提案に著しい課題があると判断される場合は、交渉をしない場合があります。

イ 最優秀提案者若しくはその構成員が本事業者選定終了後において契約締結交渉が不調となった場合は、次点者と契約交渉を行うこととします。

- ウ 一次審査及び二次審査の合計点の満点（100点）の6割（60点）を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しません。
- エ 参加者が1名となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知します。
- オ 一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合、当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合は、二次審査の得点が高いものから順に受託候補者及び次点者を選定し、当該提案者それぞれの二次審査の得点と同じ場合は、くじ引きにより受託候補者及び次点者を選定します。

4. 事業者選定の概要

(1)発注者及び担当課

- ア 発注者 葛城市
- イ 担当課 葛城市役所 農林課
- 住 所 〒639-2195 奈良県葛城市柿本166
- 電 話 0745-44-5110（ダイヤルイン）
- F A X 0745-44-5008
- ホームページ <https://www.city.katsuragi.nara.jp>
- 電子メールアドレス nourin@city.katsuragi.lg.jp

(2)葛城市プロポーザル審査委員会

受託候補者の選定は、審査委員会が行います。

(3)受託候補者の選定方式

本業務の受託候補者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行います。

審査基準の概略

審査	評価項目	選定数
1次審査 (書類審査)	①耕作放棄地対策に関連する委託業務の実績 ②コストの妥当性	最優秀提案者(1者) 次点者(1者)
2次審査 (ヒアリング)	①耕作放棄地対策の検討に至る手法の提案 ②対策案の実効性とその効果の提案	

(4)主なスケジュール

- ・ 手続開始の公告 令和7年4月15日（火）
- ・ プロポーザル参加資格要件

審査申請書締切	令和7年4月30日(水)午後5時
・参加表明書等の提出期限	令和7年5月8日(木)午後5時
・質疑書提出期限	令和7年5月8日(木)午後5時
・質疑書回答期限	令和7年5月13日(火)
・提案書類等提出期限	令和7年5月20日(火)午後5時
・一次審査	令和7年5月23日(金)
・一次審査結果通知	令和7年5月26日(月)
・二次審査(プレゼンテーション)	令和7年6月3日(火)(予定)
・審査結果の通知	令和7年6月6日(金)(予定)
・契約の締結	審査結果通知以降速やかに

5. 応募資格

(1) 参加する全ての企業の要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者とする。

- ア 令和7年度において葛城市競争入札参加資格を有する業者であること。ただし、葛城市競争入札参加資格を有さない場合「(2) 入札参加資格を有さない者の参加」に規定する条件を満たすこと。
- イ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加の停止等措置要領又は葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者。
- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと及び該当する事実があった日から2年経過していない者でないこと。
- オ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- カ 国税及び地方税を完納していること。
- キ 葛城市暴力団排除条例(平成23年葛城市条例第15号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 入札参加資格を有さない者の参加

葛城市競争入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次の追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

- ①提出期限：令和7年4月30日(水)午後5時必着
- ②提出書類：次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出書類一覧	
1	【様式4】プロポーザル参加資格要件審査申請書
2	履歴事項全部証明書等(写し可) 法人「履歴事項全部証明書」

	個人「事業証明書」及び「住民票」事業証明書が発行されない市町村在住の方は所得税確定申告書（事業に係る収支内訳書）の写しを提出してください。
3	<p>すべての税目について滞納がない旨の証明書</p> <p>【A：市内本店業者及び市内に委任を受けた支店・営業所等のある業者】 ⇒市税・県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）</p> <p>【B：県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者】 ⇒県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）</p> <p>【C：県外業者】 ⇒国税（消費税及び地方消費税を含む）</p> <p>※発行日が提出日より3ヶ月以内のもの。</p> <p>※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。</p> <p>※国税は、所轄税務署発行の納税証明書（様式その3の2 [「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」] 又はその3の3 [「法人税」及び「消費税及地方消費税」]) を添付してください。（指定様式以外の証明書不可）</p> <p>※国税の納税証明書は、インターネット又は郵送で請求することができます。 詳しくは、国税庁 HP (https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm) をご覧ください。</p>

③参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和7年5月2日（金）に審査結果をメールで通知します。
参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行ってください。

(3) その他、本業務を実施する上で必要な資格等を有していること。

6. 応募に係る手続き等

(1)参加表明書等の様式の配布

葛城市公式ホームページからダウンロード。

(2)参加表明書等の提出

参加表明書(様式1)、参加資格に関する申立書（様式2）、その他提出書類を以下のとおり作成し提出してください。

ア 提出方法

持参又は書留郵便等受取が確認できる方法で提出してください。

イ 提出期間

令和7年5月8日(木)午後5時まで

(※郵送の場合は提出期限までに必着とする。)

ウ 業務実績調書(様式3)

国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去10年以内（平成27年4月1日から令和7年3月31日）に発注した耕作放棄地対策に関連する委託業務について、主体的に携わった（元請として受注した）実績があれば、その概要を記入してください。

エ 業務実施体制表(様式5)

本事業の従事者の体制、資格、実績について記入し、資格者証の写し等を添付してください。

オ 見積書及び内訳書(任意様式)

合計金額を税抜きて記載してください。なお、見積書及び内訳書における数量は、現段階での想定で構いません。

(3) 審査書類等の提出

ア 提出方法

提案書等審査書類は10部（正1部、副9部）準備し、持参又は書留郵便等受取が確認できる方法で提出してください。なお社名や社名が特定できるロゴ等を記載しないこと。

※提案書(任意様式)については、A4横書き、片面印刷、5枚（表紙を除く）までとします。

イ 提出期間

令和7年5月20日(火)午後5時

（※郵送の場合は提出期限までに必着とする。）

ウ 提案書(任意様式)

下記基本方針①、②に留意して、提案を記入して下さい。その他、特に応募者が主張したい事項があれば提案してください。

①耕作放棄地対策の検討に至る手法の提案

- ・地域の現状把握について工夫
- ・対策案の継続可能性に関する検討

②対策案の実効性とその効果の提案

- ・対策案に必要となる機能、組織等の構想の検討
- ・対策案による既存事業への影響についての検討

(4) 費用負担

参加表明書、審査書類等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とします。

(5) 質疑応答

質疑書(様式6)は電子メールでのみ受け付けます。農林課のE-mailアドレス宛てに送付してください。なお、質疑書の提出後に電話により受信確認を行ってください。電子メールの件名は「(質疑書)葛城市耕作放棄地対策検討支援業務委託」としてください。質疑に対する回答は、個別に回答します。ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページにて掲載します。

ア 質疑書の提出期間

令和7年5月8日(木)午後5時まで

イ 質疑回答期日

令和7年5月13日(火)

ウ その他

本実施要領の追加又は修正は、随時葛城市ホームページに掲載します。

(6) ヒアリング

- ア 応募者による提案内容の説明(20分以内のプレゼンテーション)と、審査委員による質疑応答(10分程度のヒアリング)を行います。
- イ 提案書(任意様式)にある内容に沿ってパワーポイント等において表現してください。(補足資料の投影は可能としますが、追加配布は認められません。)
- ウ 大型モニター(HDMI入力)は農林課で準備しますが、パソコンその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備することとします。
- エ 参加者は3名までとします。
- オ 社名が特定できるような名札等を身に着けないようにし、社名への言及や、配布資料及び投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこととします。
- カ 開催は、令和7年6月3日(火)を予定していますが、実施時間(開始時刻、説明時間)、場所及びその他詳細については、提出書類等の提出期限後に応募者総数が把握でき次第通知します。
- キ 遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなします。
- ク 応募者が多数の場合は、農林課により(7)評価基準で示す一次審査において事前審査を行い、ヒアリングを行う上位4者程度を選定する場合があります。

(7) 評価基準

ア 一次審査(25点満点)

①耕作放棄地対策に関連する委託業務の実績審査基準(業務実績/15点満点)

対象：業務実績調書(様式3)

評価方法：国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去10年以内(平成27年4月1日から令和7年3月31日)に発注した耕作放棄地対策に関連する委託業務について、主体的に携わった実績を1件とし、件数に応じて以下の配点を行う。

実績数(完了済)が3件以上	15点
実績数(完了済)が1件以上3件未満	10点
受注したが完了した実績はなし	5点

②コストの妥当性審査基準(価格点/10点満点)

対象：見積書(任意様式)

採点は合計金額により行う。(内訳書は採点対象外)

評価方法：下記により計算し、価格点とする。

- ・最低見積価格者の得点は10点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点(小数点以下四捨五入)とする。

$$\text{「価格点} = 10 \text{点} \times \frac{\text{最低見積価格} \times 1}{\text{見積価格} \times 2}\text{」}$$

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：該当提案者の見積価格

イ 二次審査（75 点満点）

提出書類等及び二次審査（ヒアリング）で評価する評価項目、評価基準は下記のとおりです。

評価項目	評価基準		配点
業務実施 方針及び 取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容、業務の背景や課題などを理解した提案となっているか。 ・提案内容の企画力 ・取組み意欲の高さや積極性 		10
提案内容	耕作放棄地対策の検討に至る手法の提案	<p>葛城市の特性にあった提案（10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葛城市の現状をよく分析、理解した上での提案となっているか ・農地利用上の課題抽出と論点の整理ができているか <p>他の耕作放棄地対策事例等の調査研究に関する提案（5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他地域での取り組みに関する調査が含まれているか ・視察・意見交換会の実施が予定されているか 	15
提案内容	対策案の実効性とその効果の提案	<p>耕作放棄地対策に必要な機能・組織等の構想についての提案（10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域事情に適した組織・運営方法等の検討がされているか <p>耕作放棄地対策事業がもたらす既存事業への影響についての提案（10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地対策事業の影響についての検討がされているか 	20
独自提案 業務	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な打合せに関する提案 等 ・耕作放棄地対策に関連する人材育成に関する提案 等 		30
合計			75

(8) 審査の公開

審査及びヒアリングは非公開とします。

(9) 選定結果の発表

葛城市ホームページで受託候補者を公表するとともに、応募者全員に通知します。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

7. 現地見学

現地見学を希望する場合は、各自において実施してください。(現地説明会は行いません。)

8. その他

(1) 失格条項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

- ア 提出書類等に虚偽の記入をした者
- イ 応募資格の要件を満たさない者
- ウ 提出書類の提出方法及び提出期限を守らない者
- エ 審査委員会の委員又は関係者と接触を行った者
- オ 提出書類等に盗用した疑いがあると審査委員会が認めた者
- カ その他、審査委員会が不適格と認めた者
- キ 契約締結までの間に参加資格に記載した条件を満たさなくなった者
- ク 二次審査終了までの間に他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した者
- ケ 提出書類、投影資料等に社名を特定できる表記をした者

(2) 提出書類等の取り扱い

提出後の提出書類等の追加、修正は認めません。

- ア 提出書類等は返却しません。
- イ 提出書類等の著作権は、応募者に帰属します。
- ウ 市では、最優秀提案者及び次点者に選定された提出書類等の公表(広報、ホームページ等)や出版物等への掲載、展示などをする場合があります。
- エ 選定後において、市は提出書類の趣旨は尊重しますが、提出書類の内容に拘束されないものとします。

(3) 契約に使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。